

荒川区地域密着型サービスにおける令和6年度介護報酬改定等に係る新設・変更等のあった加算等に関する届出の取扱い
(事業所における新たな届出の要／不要について)

【届出書の提出について】

事業所において、下表に掲げる新設・変更等のあった加算等に関しては、基本的に新たに届け出ていただく必要があります。届出されない場合の加算情報につきましては、下表のとおり取り扱います（項目の読み替えを確約するものではありません）
届出がなされていない場合、令和6年4月以降の介護報酬請求において返戻（エラー）となる場合や、届け出の内容に不備がある場合は、介護報酬の返還が発生する場合があります。各事業所におかれましては、その旨ご留意ください。

※提出に際し、代表者の押印は不要です。

【提出書類】

- ①介護給付費算定に関する届出書
- ②介護給付費算定に係る体制状況一覧表
- ③加算の内容に応じた添付書類（「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書の添付書類一覧」に記載のもの）

【提出の期限について】

令和6年4月8日（月）10時までに提出してください。

定期巡回・随時対応型訪問介護			
	変更前	変更後	既存事業所の取扱い
新設		「高齢者虐待防止措置実施の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなします。 ※減算とならない（実施済みの）事業所は、「2：基準型」を選択した上で提出が必要となります。
新設		「口腔連携強化加算」 「1：なし」 「2：あり」	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。
変更	「緊急時訪問看護加算」 「1：なし」 「2：あり」	「緊急時訪問看護加算」 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となります。 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなします。
変更	「総合マネジメント体制強化加算」 「1：なし」 「2：あり」	「総合マネジメント体制強化加算」 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となります。 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなします。
認知症対応型通所介護（介護予防）			
	変更前	変更後	既存事業所の取扱い
新設		「高齢者虐待防止措置実施の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなします。 ※減算とならない（実施済みの）事業所は、「2：基準型」を選択した上で提出が必要となります。
新設		「業務継続計画策定の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなします。 ※減算とならない（実施済みの）事業所は、「2：基準型」を選択した上で提出が必要となります。
地域密着型通所介護			
	変更前	変更後	既存事業所の取扱い
新設		「高齢者虐待防止措置実施の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなします。 ※減算とならない（実施済みの）事業所は、「2：基準型」を選択した上で提出が必要となります。
新設		「業務継続計画策定の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなします。 ※減算とならない（実施済みの）事業所は、「2：基準型」を選択した上で提出が必要となります。
新設		「施設等の区分」欄の 「3：療養通所介護事業所（短期利用型）」	「3：療養通所介護事業所（短期利用型）」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となります。

新設		「重度者ケア体制加算」 「1：なし」 「2：あり」	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。
追加		「サービス提供体制強化加算」 「9：加算Ⅲイ（ハの場合）」 「A：加算Ⅲロ（ハの場合）」	「9：加算Ⅲイ（ハの場合）」「A：加算Ⅲロ（ハの場合）」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となります。
認知症対応型共同生活介護			
	変更前	変更後	既存事業所の取扱い
新設		「高齢者虐待防止措置実施の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなします。 ※減算とならない（実施済みの）事業所は、「2：基準型」を選択した上で提出が必要となります。
新設		「業務継続計画策定の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなします。 ※減算とならない（実施済みの）事業所は、「2：基準型」を選択した上で提出が必要となります。
新設		「生産性向上推進体制加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。
新設		「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」 「1：なし」 「2：あり」	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。
新設		「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」 「1：なし」 「2：あり」	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。
新設		「認知症チームケア推進加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。
変更	「医療連携体制加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」 「4：加算Ⅲ」	「医療連携体制加算Ⅰ」 「1：なし」 「2：加算Ⅰイ」 「3：加算Ⅰロ」 「4：加算Ⅰハ」	既存届出内容が「2：加算Ⅰ」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅰイ」とみなします。 既存届出内容が「3：加算Ⅱ」で、新たな届出がない場合は「3：加算Ⅰロ」とみなします。 「4：加算Ⅲ」で、新たな届出がない場合は「4：加算Ⅰハ」とみなします。
新設		「医療連携体制加算Ⅱ」 「1：なし」 「2：あり」	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。

小規模多機能型居宅介護（介護予防）			
	変更前	変更後	既存事業所の取扱い
新設		「高齢者虐待防止措置実施の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなします。 ※減算とならない（実施済みの）事業所は、「2：基準型」を選択した上で提出が必要となります。
新設		「業務継続計画策定の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなします。 ※減算とならない（実施済みの）事業所は、「2：基準型」を選択した上で提出が必要となります。
新設		「生産性向上推進体制加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。
変更	「総合マネジメント体制強化加算」 「1：なし」 「2：あり」	「総合マネジメント体制強化加算」 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「2：加算Ⅱ」	「3：加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となります。 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合は「2：加算Ⅱ」とみなします。
新設		「認知症加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
	変更前	変更後	既存事業所の取扱い
新設		「高齢者虐待防止措置実施の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなします。 ※減算とならない（実施済みの）事業所は、「2：基準型」を選択した上で提出が必要となります。
新設		「業務継続計画策定の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなします。 ※減算とならない（実施済みの）事業所は、「2：基準型」を選択した上で提出が必要となります。
新設		「生産性向上推進体制加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。
新設		「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」 「1：なし」 「2：あり」	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。
新設		「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」 「1：なし」 「2：あり」	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。
変更	「個別機能訓練加算」 「1：なし」 「2：あり」	「個別機能訓練加算」 「1：なし」 「3：加算Ⅰ」 「4：加算Ⅱ」 「5：加算Ⅲ」	「3：加算Ⅰ」「4：加算Ⅱ」「5：加算Ⅲ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となります。 既存届出内容が「2：あり」で、新たな届出がない場合「1：なし」とみなします。
新設		「認知症チームケア推進加算」 「1：なし」 「2：加算Ⅰ」 「3：加算Ⅱ」	新たな届出がない場合は「1：なし」とみなします。

夜間対応型訪問介護			
新設		「高齢者虐待防止措置実施の有無」 「1：減算型」 「2：基準型」	新たな届出がない場合は「1：減算型」とみなします。 ※減算とならない（実施済みの）事業所は、「2：基準型」を選択した上で提出が必要となります。
居宅介護支援			
名称変更	「その他該当する体制等」欄の 「情報通信機器等の活用等の体制」	「ケアプランデータ連携システムの 活用及び事務職員の配置の体制」	（注）要件の見直しを踏まえ、新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要です。
介護予防支援			
新設		「1：地域包括支援センター」 「2：居宅介護支援事業者」	従来の届出内容に関わらず、算定を行うためには、新たな施設等の区分の届出が必要となります。